

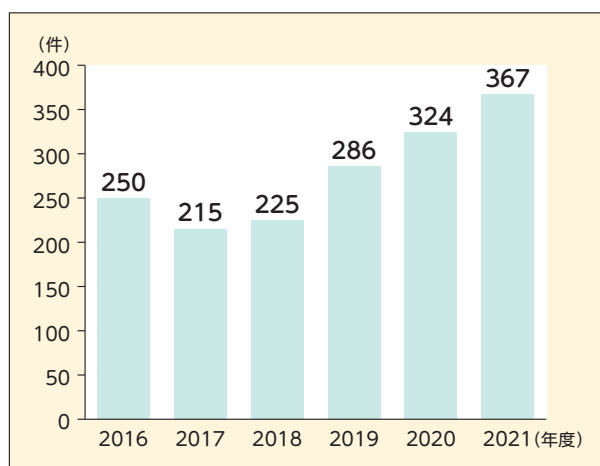
ブリーダーからのペット購入に関する 消費生活相談



国民生活センター相談情報部

全国の消費生活センター等には「ブリーダー紹介サイトを通じてペットを購入したが、病気が判明した際の対応に納得できない」など、ブリーダーが関連するペット購入をめぐる相談^{*1}が増えています(図1)。

図1 PIO-NET^{*2}にみるブリーダーが関連するペットの相談の年度別件数



本稿ではブリーダーからペットを購入するしくみについて解説するとともに、具体的な相談事例やトラブルにあわないためのアドバイスを紹介します。

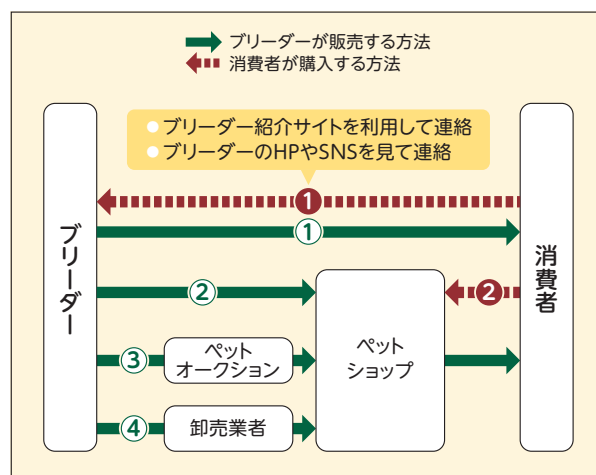
販売と購入の方法

ブリーダーがペットを販売するには、①消費者に直接販売する ②ペットショップに販売する

③ペットオークションを通じてペットショップに販売する ④卸売業者に販売する などの方法があります。

消費者がペットを購入するには、①ブリーダーが育てているペットを紹介するサイト(以下、ブリーダー紹介サイト^{*3})や、ブリーダーが発信するSNS等を通じて、ブリーダーから直接購入する ②ペットショップで購入する などの方法があります(図2)。この2つの方法の違いについて、①はブリーダーと消費者の直接契約となることや、動物に対するプロとしてのチェックはブリーダーのみとなることなどがあります。

図2 ブリーダーが販売する方法と、消費者が購入する方法の例



*1 ペットショップ等とのトラブルにおいて、ブリーダーもそのトラブルにかかわっている、またはかかわっている可能性がある相談を含む

*2 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2016～2021年度受付、2022年3月31日までの登録分

*3 消費者がブリーダーから直接ペットを購入するための情報を提供するサイトのこと。消費者は、ブリーダーが登録した情報を見て、気に入った犬や猫がいればブリーダーに連絡し、動物愛護管理法に定められた対面説明などのやり取りを経て購入する。サイトを通じて契約しても、ブリーダーと消費者間での直接契約となる

相談事例

事例1 購入時に健康状態の説明は一切なく、後日先天性の心臓病が判明した

先月、ブリーダー紹介サイトで好みのチワワを見つけ、数回やり取りをした後、直接ブリーダーを訪ねた。狭いマンションの一室でケージが山積みになっており、子犬が多数暮らしていた。子犬を見せてもらうと、元気に走り回っていた。子犬が気に入ったので、その場で約80万円を支払い、引き取ったが、健康状態の説明や契約書の交付は一切なく、領収書を渡されただけだった。数日後、ワクチンを打つために動物病院に行くと、「この子犬は先天性の心臓病を患っている。病気だからほかのチワワより小さいし、1年も生きられないだろう」と言われた。ブリーダーに連絡すると「返品してくれば全額返金する」と言われたが、愛着が湧いているので返品ではなく治療費を支払う対応を取ってほしい。どうしたらよいだろうか。

(40歳代、女性)

事例2 事務所は足の踏み場が無い状態で、不衛生であり、購入した犬からも悪臭がした

インターネットで検索し、口コミがよかったブリーダーに問い合わせ、約10万円の犬を希望した。その後、実際に事務所に訪問した。欲しい犬は悪臭がしていたが、顔が可愛かったので購入を決めた。事務所にはほかにも狭いケージに入った犬が数匹いて、足の踏み場が無い状態で、臭いがきつく不衛生だった。契約書は受け取っておらず、販売に関しての情報提供と書かれた説明書をもらただけだった。ところがその後、犬が下痢をしてその翌朝にはぐったりしていたので動物病院に連れていった。着いた

時には心肺停止で、蘇生措置をしたが死亡した。ブリーダーに電話すると返金や代替の犬で対応すると言われたが、その後「当方の獣医師の判断により、補償対象外なので補償はしない」とメールが届いた。納得できない。

(60歳代、女性)

事例3 トラブル解決のため、ブリーダー紹介サイトに問い合わせようとしたところ、利用規約に売買にはかかわらないと書いてあった

ブリーダー紹介サイトで、気に入った子猫を見つけて問い合わせをした。「ほかに購入希望者がいるが、約50万円の半額を内金として入れてくれば予約済みとしておく」と言われ、入金した。その後、遠方のブリーダーのところに出向いて猫を受け取り残金を支払った。1週間後、猫が突然呼吸困難になったので医者に連れていくと、先天性の病気だと診断を受けた。猫を返そうとは思わないが、ブリーダーには憤りを感じる。ブリーダー紹介サイトに問い合わせようとしたが、利用規約では「売買にはかかわらない」となっている。どうしたらよいか。

(40歳代、男性)

事例4 子猫の購入予約を翌日キャンセルしたところ、予約金は返金できないと言われた

1週間前、ブリーダー紹介サイトに掲載されていた生後2カ月のメス猫が気に入り、サイトを通じて子猫の見学を申し込むと、ブリーダーから希望日時の見学を承諾したとの返信があった。その際、子猫の販売は猫舎を見学した順ではなく購入予約した順で決まる、購入予約金5万円を振り込んだ人が優先で、ほかの客から先に予約金が払われた場合は紹介ができなくな

るのであらかじめご了承ください、と書いてあったので、その日の夜、ブリーダーの口座に5万円を振り込んだ。しかし、都合で猫が飼えなくなり翌日キャンセルの連絡をすると5万円の購入予約金は一切返金できないと返信があった。返金しない理由をブリーダー紹介サイトに聞くと「予約金の取り扱いはブリーダーごとに決めており、ブリーダーの子猫紹介ページに掲載されている。ブリーダーはその内容に沿って対応している」との回答だった。予約金は返金されないのか。サイト上でブリーダーと予約金についてやり取りをした際には、返金しない旨の説明は無かった。 (40歳代、男性)

トラブルにあわないために

(1) ブリーダーからの購入を検討する場合には直接会い、次の点を確認しましょう

- 第一種動物取扱業に登録しているかどうか
ブリーダー紹介サイトやSNSといったインターネットを含めた広告にも、事業者名、事業所の所在地等の情報を掲載することが動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)18条で義務づけられているので、確認しましょう。
- どのような環境で動物を育てているのか
飼育施設に出向き実際に見てみましょう。施設の清潔さや、動物の健康状態、親の体格や性格などをできる限り確認し、不安な点は質問しましょう。
- 信頼できるブリーダーかどうか
購入前や購入時だけでなく、購入後も関係性を築いていけるかどうかを意識してください。購入後に何か困ったことがあれば、すぐに協力を求めることができるよう、遠方のブリーダーではなく、近場で探すことも検討しましょう。

(2) 購入する際は事業所で現物を確認し、対面での説明を必ず受けましょう

動物愛護管理法21条の4では、ブリーダーは事業所において、購入予定者に動物の状態を

直接見せ、さらに、当該動物の健康状態や飼育方法など18項目の必要な情報について、文書やデジタル端末を用いて対面で説明し、確認の署名等をもらうことが義務づけられています。

ペットを購入する際は実際に動物の状態を直接確認するとともに、対面での説明をブリーダーからしっかりと聞いたうえで、現物に相違が無い確認し、よく理解してから契約するようにしましょう。また契約書を交わし、購入後に問題があった場合の保証内容や、困ったことがあったらどこに連絡をすればよいのかなども確認しましょう。

(3) 予約金を支払う際はキャンセル時の対応を確認して慎重に検討しましょう

現物を見る前に予約金を支払うことにはリスクが伴います。実際に見たらイメージが違った、都合により飼えなくなったなどの自己都合のキャンセルの場合は、返金されないケースが多くみられます。支払った金銭は返金されるのかなど、キャンセル時の対応について確認してから支払うようにしましょう。

(4) ブリーダー紹介サイトを利用する際は利用規約をよく確認しましょう

ブリーダー紹介サイトの利用に当たっては、利用規約(トラブル発生時の運営事業者の対応などや禁止行為)、トラブルが発生した場合の保証制度などをよく確認・理解したうえで利用しましょう。

(5) 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談してください

*消費者ホットライン：「188(いやや!)」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。